

医療法人 誠仁会

ショートステイ 木楽 重要事項説明書 (令和6年8月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービス内容への問い合わせ窓口
電話番号 077-546-3024 (午前9時～午後5時30分)
担当者名 平松 伸裕 ※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。
2. 当事業所の概要
 - (1) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の名称、及び所在地
事業所名 医療法人 誠仁会 ショートステイ木楽 (きらく)
所在地 〒520-2276 大津市里五丁目2番13号
電話番号 077-546-3024 FAX 番号 077-546-0717
 - (2) 職員体制
 - ① 医師： 1名
利用者を診察し、その健康状態の把握、必要な場合には診察を行い
利用者の健康回復、維持向上に努めると共に、従業者に対して適切
な指示を与えます。
 - ② 管理者： 1名
従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、それぞれの利
用者に応じて多職種の従業者と共同して(介護予防)短期入所生活
介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容につい
て説明を行います。尚、(介護予防)短期入所生活介護計画の作成
に当たって、既に居宅(介護予防)サービス計画が作成されている
場合はその内容に沿って作成します。
 - ③ 生活相談員： 1名以上
利用者又はその家族の生活の相談に応じると共に、(介護予防)短
期入所生活介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連
絡調整を行います。
 - ④ 介護職員及び看護職員： 7名以上
(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、主として利用者の
介護・看護を行います。

- ⑤ 機能訓練指導員： 1名以上

(介護予防) 短期入所生活介護計画に基づき、主として日常生活を営むのに必要な機能の訓練を行います。

- ⑥ 栄養士： 1名以上

利用者の嗜好及び健康状態を把握し、適切な食材の提供をもって利用者の健康維持・管理に資するものとします。

3. 設備の概要

- (1) 建物の構造・面積 木造2階建ての1階部分 床面積736.18㎡

- (2) 居室の数と面積

種 類	部屋のつくり	室数	面 積
Aタイプ	個室(トイレ付)	7室	10.69～11.37㎡(トイレ除く面積)
Bタイプ	個室	11室	10.76～10.82㎡
Cタイプ	二人部屋	1室	22.05㎡

- (3) トイレの数 11個(うち7個は居室専用として設置分)

- (4) 風呂の種類と数 ①一般浴槽(1～3人用) 1個

②一般浴槽(1人用) 1個

③特殊浴槽(1人用) 1個

- (5) 厨房 敷地内に利用者専用厨房を設置

- (6) 共同生活室 2室 20.07㎡・27.62㎡

(2室合計 47.69㎡)

- (7) 談話室 3室 25.53㎡・9.22㎡・9.22㎡

(3室合計 43.97㎡)

4. サービスの内容

- (1) サービス一覧

①機能訓練・レクリエーション

②入浴サービス

③給食サービス

④看護・介護

⑤相談

⑥送迎サービス(区域により実施応談)

⑦その他

- (2) 上記サービスには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

5. 入所される場合の利用料金

- (1) 保険給付の1日当たり自己負担額(介護保険制度では、要介護(要支援)認定による要介護(要支援)度によって利用料が異なり、負担割合は「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。)

① 基本料金

		介護報酬 告示上の額	介護保険適用時の自己負担金額	
			1割負担	2割負担
				3割負担
介護予防短期 入所生活介護	要支援1	5,918円	591円	1,183円
				1,775円
	要支援2	7,184円	718円	1,436円
				2,155円
短期入所 生活介護	要介護1	7,870円	787円	1,574円
				2,361円
	要介護2	8,598円	859円	1,719円
				2,579円
	要介護3	9,400円	940円	1,880円
				2,820円
	要介護4	10,117円	1,011円	2,023円
				3,035円
	要介護5	10,845円	1,084円	2,169円
				3,253円

② 看護体制加算(Ⅱ) 要介護者のみ要支援者なし

看護職員が常勤換算方法で利用者の数が25またはその端数を増すごとに1以上であり、24時間の連絡体制を確保している。

要介護度	介護報酬 告示上の額	介護保険適用時の自己負担金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
全て一律	84円	9円	17円	26円

③ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士の割合が100分の60以上

要介護度	介護報酬告示上の額	介護保険適用時の自己負担金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
全て一律	1 8 9 円	1 9 円	3 8 円	5 7 円

④ 送迎料

送迎はご相談に応じます。通常の送迎の実施地域は原則として大津市（田上、南郷、青山、瀬田、瀬田北、石山、北大路、栗津、打出の各中学校区）、草津市といたします。

＜片道分の費用＞

要介護度	介護報酬告示上の額	介護保険適用時の自己負担金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
全て一律	1, 9 4 1 円	1 9 5 円	3 8 9 円	5 8 3 円

⑤ 介護職員処遇改善加算

介護職員等処遇改善 I

介護職員の賃金の改善を実施している事業所に対し、一か月あたりのサービス利用料金の合計額（加算を含む）①②③④に別途 14.0%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

⑥ 長期利用者に対する減算

連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護を利用した場合は、基本料金より、1日につき30単位を引いた料金での利用となります。

連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護を利用した場合は、30単位を引いた料金より、1日につき46単位を引いた料金での利用となります。

要介護	介護報酬告示上の額	介護保険適用時の自己負担金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
全て一律	－ 3 1 6 円	－ 3 2 円	－ 6 4 円	－ 9 5 円
全て一律	－ 4 8 5 円	－ 4 9 円	－ 9 7 円	－ 1 4 6 円

連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護を利用した場合は、基本料金より下記の算定した料金での利用となります。

要支援1 要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数。

要支援2 要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数。

要支援	介護報酬 告示上の額	介護保険適用時の自己負担金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	4,438円	443円	887円	1,331円
要支援2	6,681円	668円	1,336円	2,004円

(2) 室料

A、B、Cのタイプ別居室室料として下記料金をご負担いただきます。

種 類	部屋のつくり	室数	1日当たりの室料
Aタイプ	個室（トイレ付）	7室	2,500円
Bタイプ	個室	11室	2,300円
Cタイプ	個室（2人利用可）	1室	2,300円

(3) 一日当たりの食費

種 類	食 費	種 類	食 費
朝 食	330円	おやつ	100円
昼 食	450円	夕 食	565円

※（2）及び（3）について、特定入所者介護（予防）サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、下記の料金表のとおり利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。

利用者負担段階	食費（日額）負担限度額	滞在費（日額）負担限度額
第1段階	300円	880円
第2段階	600円	880円
第3段階①	1,000円	1,370円
第3段階②	1,300円	1,370円

(4) テレビ貸出しサービス料

テレビをご希望の方には、1日100円にてお貸しいたします。

(5) 理髪サービス

理容師の出張理髪サービス（1回2,000円）がご利用できます。

(6) 交通費 5（1）④に記載の通常の送迎実施地域を超える場合の利用者に対して1km単位ごとに100円の加算をいただきます。

(7) その他の料金

その他費用の徴収が必要になった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得た上で負担していただきます。また、費用の延滞がある場合、状況に応じて契約を解除することがあります。

(8) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合はいったん介護報酬告示上の額の全額をいただき、サービス提供証明書を交付します。利用者は後日サービス提供証明書を市の介護保険の窓口に提出すると、差額払い戻しを受けることができます。

6. 当事業所の特徴

(1) 運営方針

ショートステイ木楽では、当法人の基本理念である「利用者の特別なニーズと願望に応えるよう最大限努力する」に基づき、利用者の毎日の生活支援に注力いたします。

(2) 食事について

朝食・昼食・夕食の他、ティータイムのおやつ等全て管理栄養士が献立し、専用の厨房で調理されたものを提供いたします。なお、食事時間は3食とも2時間程の幅で自由な時間にお摂り下さい。

(3) 日中の活動等について

① 十分な広さを持った居室は、利用者の個人的空間として「個室」を基本にご用意いたしておりますので、ご自身の生活リズムに合わせお過ごしいただけます。

② 皆で楽しめる趣味の時間を過ごし、また、木々と四季折々の植物に囲まれた中庭を散策するなど、様々に楽しんで下さい。

(4) 入浴について

大浴場には大きな浴槽に加え、お一人で入浴をしていただける個浴タイプの浴槽と、利用者のお体の具合を配慮した特殊浴槽を用意しております。できる限りご希望の時間に利用いただけるよう、配慮します。

7. 利用時の留意事項

(1) 面会

面会時間は緊急時を除き午前9時から午後8時とさせていただきます。面会の際は、当事業所の職員事務所にある面会簿へのご記入をお願いいたします。

(2) 喫煙

喫煙は、喫煙場所にてお願いいたします。たばこ、ライターなどの発火用具は職員事務所でお預かりさせていただきます。

8. 緊急時の対応等

当事業所内で容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡します。尚、深夜帯は当直職員より、看護職員、医師への連絡を経て適切に対処します。

9. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所が利用者に提供した短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の各サービス（以下サービスと記述）により事故が発生した場合、速やかにご家族、市町村等に連絡をとり、必要な対応をいたします。また、その原因を明らかにし再発防止に努めさせていただきます。
- (2) 利用者に提供したサービスにより発生した事故で、その生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償いたします。ただし、当事業所の故意または過失によらない場合はこの限りではありません。
- (3) 自室内での転倒事故等の発生では過失責任は取りかねます。

10. 事業所運営に係る留意事項

- (1) 非常災害等の発生の際に、事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。
- (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修の機会を確保します。
- (3) 法人の役員及び管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならず、運営についても暴力団員の支配を受けないものとします。

11. サービス内容に関する苦情

提供した短期入所生活介護にかかる利用者からの苦情に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じます。

(1) 当事業所苦情相談窓口

当事業所の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関するご相談・苦情を承ります。

電話：077-546-3024 担当：平松 伸裕

＜管理者＞西出 佳生

(2) お客様相談室

法人内にお客様相談室を設けております。別紙「苦情対応の概要」をご覧ください。

(3) その他

当事業所以外に、市町村等に相談・苦情を伝えることができます。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ①大津市健康保険部介護保険課 | 電話：077-528-2753 |
| ②草津市役所介護保険課介護保険グループ | 電話：077-561-2369 |
| ③滋賀県社会福祉協議会あんしん・なっとく委員会 | 電話：077-567-4107 |
| ④滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険課 | 電話：077-510-6605 |

12. 第三者の評価の有無はなし

令和 年 月 日

当事業所のサービスについて、利用者に対して本書面に基づき重要な事項を説明しました。

＜事業者＞ 事業者名 医療法人 誠仁会 吉徳医院
事業所名 医療法人 誠仁会 ショートステイ 木楽
所在地 大津市里五丁目2番13号
説明者 氏 名

㊞

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

＜本人＞ 住 所

氏 名

㊞

＜代理人＞ 住 所

氏 名

㊞

利用者様等からの苦情対応の概要

事業所又は施設名	医療法人 誠仁会 ショートステイ木楽
提供するサービス種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

対応の概要

1 利用者様からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ・ 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を設置します。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎます。

＜電話番号＞077-546-3024

＜FAX番号＞077-546-0717

＜担当者＞ 平松 伸裕

2 円滑かつ迅速に苦情対応を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くと共に、担当者からも事情を確認します。
- ・ 相談担当者が、必要あると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行います。(検討会議を行わない場合も、必ず処理結果を管理者に報告します。
＜管理者＞ 西出 佳生
- ・ 検討後、必ず翌日までに担当者もしくは管理者が具体的な対応をします。(利用者様への謝罪等)
- ・ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。
- ・ 上記以外の対応措置については、その都度事業所内で協議し、苦情対応の同規定に準拠して、利用者様の立場に立って対応し利用者様には行政窓口のご紹介もいたします。

＜大津市健康保険部介護保険課＞

＜電話番号＞ 077-528-2753

＜草津市役所介護保険課介護保険グループ＞

＜電話番号＞ 077-561-2369

＜滋賀県国民健康保険団体連合会＞

＜電話番号＞ 077-510-6605

3 その他参考事項

- ・ 法人内にお客様苦情相談室を設置し、事業所での対応不可のケース等について相談室職員である「苦情解決責任者(室長)」が、苦情解決にあたり、相当と判断した場合は市町村へ報告します。
＜苦情解決責任者＞ 吉徳 克仁 ＜電話番号＞077-546-3002
- ・ お客様苦情相談室により常時、利用者様等のご意見、ご要望を伺う機能として「苦情・ご意見箱」を設置し、リスクマネジメントの実践に活用します。